

一般社団法人 宮城県情報サービス産業協会 会費規程

平成23年7月1日制定

(総則)

第1条 一般社団法人宮城県情報サービス産業協会の入会金および会費は、定款第8条に定めるほか本規程の定めるところによる。

(年会費)

第2条 本協会の正会員および賛助会員は、毎年、次の事項に該当する会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費は、4月1日付の従業員の規模別会費とし、次のとおりとする。

(1) 30人未満	年額	6万円
(2) 30人以上50人未満	年額	8万円
(3) 50人以上100人未満	年額	10万円
(4) 100人以上200人未満	年額	12万円
(5) 200人以上	年額	18万円

3 賛助会員の会費は、年額一口2万円とし、一口以上とする。

4 特別会員からは会費を徴集しない。

(入会金)

第3条 本協会の正会員は、入会に当たり入会金を納入しなければならない。

入会金は、法人、団体とも10,000円とする。

2 賛助会員、特別会員からは、入会金を徴収しない。

(年度途中入会者の入会金および年会費)

第4条 年度の途中において入会した場合は、次の各号に該当する入会金および年会費を納入する。

- (1) 4月1日より9月31日まで入会したものは、
規程の入会金と年会費
- (2) 10月1日より3月31日まで入会したものは、
規程の入会金と半額の年会費

(納入時期および方法)

第5条 会費は、次のいずれかを選択して、指定された日までに、指定された口座に振り込むものとする。

- (1) 年 1 回払い方法 . . . 年度当初 (4 月) に納入する。
- (2) 年 2 回払い方法 . . . 年度当初 (4 月) および中間時 (1 0 月) に納入する。

(退 会)

第 6 条 年度の途中で退会した場合、納入した会費、入会金は返却しない。

(その他)

第 7 条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

(改 廃)

第 8 条 本規程は、総会の承認を得て改廃する。

付 則

- 1 . この規程は、「宮城県情報サービス産業協会会費に関する規程 (平成 1 3 年 4 月 4 日一部改定)」の内容を継承し、一般社団法人へ移行した日から適用する。
- 2 . 平成 1 6 年 6 月 1 0 日改正
〔参考 「会費の分割納入」並びに
「年度途中入会会員に対する当該年度の会費」の取扱い変更〕